

## 会員へのお知らせ

日本産科婦人科学会会員 各位

### 「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」等の遵守について

日本産科婦人科学会では、会員が行う臨床・研究活動に際して注意すべき事項を見解・細則として公表してきました。特に「ヒト精子・卵子・受精卵を取り扱う研究に関する見解・細則」においては「臨床研究に関する倫理指針」(平成20年7月31日厚生労働省告示第415号)の遵守を含め、関連する法令および政府・省庁のガイドラインを参照することに触れています。

この度、「疫学研究に関する倫理指針」(平成19年文部科学省・厚生労働省告示第1号)および「臨床研究に関する倫理指針」(平成20年厚生労働省告示第415号)、両指針の見直しが行われ、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」(平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号)として両指針が統合され、平成26年12月22日に公布されました。

本会会員におかれましては、ヒト精子・卵子・受精卵を取り扱う研究のみならず、様々な臨床・研究活動を行うにあたり、新しい指針を含む関連の指針等を参照され、既に行われている研究や、既存の組織体制、内規などを含め、見直し、整備などを行っていただけますよう、注意を喚起いたします。

\*日本産科婦人科学会では学会機関誌毎年1月号と8月号に臨床・研究遂行上注意すべき事項に関する見解の一覧を掲載しております。

\*厚生労働省においては、関連する指針などをまとめて「研究に関する指針について」として掲載しています。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyou/i-kenkyu/>

平成27年1月16日  
公益社団法人 日本産科婦人科学会  
理事長 小西 郁生  
倫理委員会委員長 苛原 稔